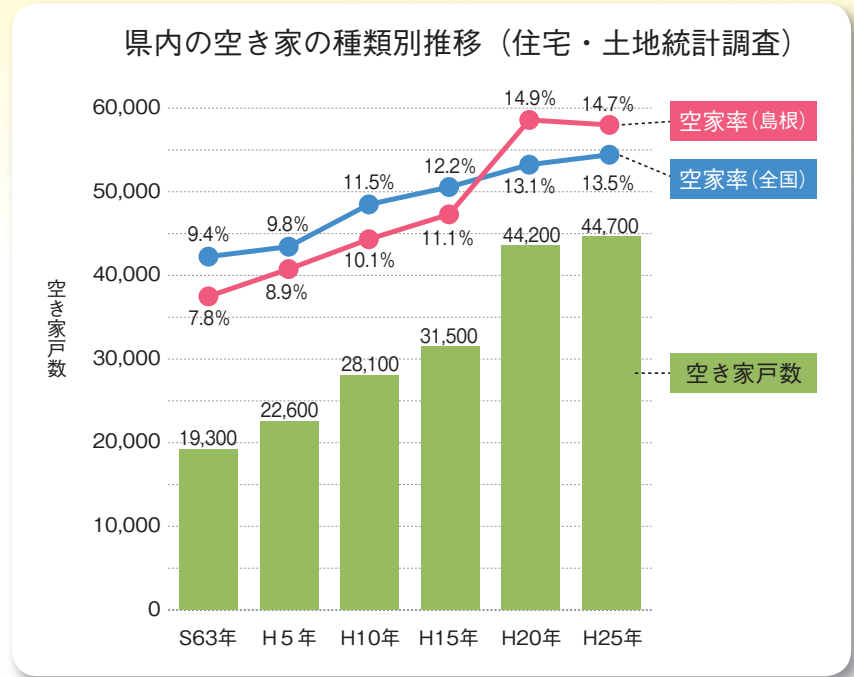


家をお持ちのみなさまへ

全国ペースを上回って、空き家が急増しています

少子高齢化や核家族化などの進展、過疎化などを背景として、空き家が増加しています。また、その空き家等の放置によって近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例が増えています。

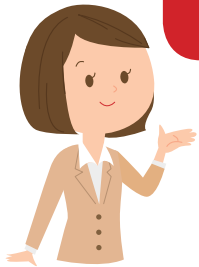
家の所有者には、防災・防犯・環境・景観などの面から、適正な管理が求められています。



空き家を放置しないで！

放置すると、周辺に迷惑や危害を及ぼすおそれがあります

近所に損害を与えたり、事故等があった場合に、所有者に責任が発生します！



空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

法施行により強化された市町村の法的権限

- 空き家等の情報収集
空き家等への立ち入り調査や固定資産税情報の内部利用等が可能
- 著しく保安上危険となる恐れのある「特定空家等」に対する措置
解体・撤去・修繕・立木竹の伐採等の措置の指導、助言、勧告、命令、強制執行等が可能

空き家になってからではなく、 空き家になる前から考えておきましょう

適正な管理

空き家のまま…

定期的なメンテナンスで現状維持

- 通風 ●換気 ●通水
- 郵便ポストの整理
- 家の周りの清掃、草取り
- 屋根や外部周りの点検 など

ご自身で管理が難しい場合は、空き家管理サービスも利用できます。



解体

解体して
土地を活かす

新たな利用を考えることで 資産も活かせる

- 駐車場
- 広場、共同菜園
- 土地の売却・賃貸・定期借地 など



売却・賃貸

人に売って
住んでもらう

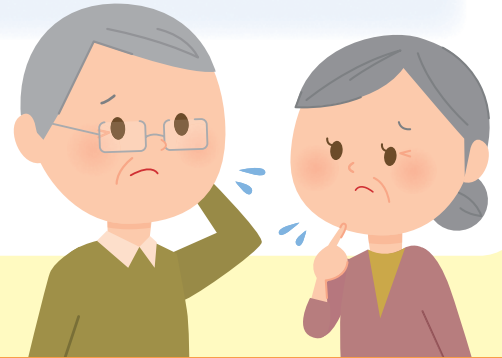
住みたい人に
借りてもらう



住みたい人に住んでもらって、 有効活用

住宅を売却したり賃借する場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

- 業者が取り扱っていない場合でも、「空き家バンク」を利用することも一つの方法です。



県内市町村の住宅相談窓口…空き家の相談は以下までお問い合わせください

市町村の空き家相談窓口一覧

担当課		電話番号
松江市	建築指導課	0852-55-5099
浜田市	建築住宅課	0855-25-9632
出雲市	防災安全課	0853-21-6606
益田市	建築課	0856-31-0668
大田市	都市計画課	0854-83-8105
江津市	都市計画課	0855-52-2501
安来市	建築住宅課	0854-23-3325
雲南市	環境政策課	0854-40-1033
奥出雲町	地域振興課	0854-54-2524
飯南町	産業振興課	0854-76-2214
川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
美郷町	定住推進課	0855-75-1212
邑南町	危機管理課	0855-95-0810
津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
吉賀町	総務課	0856-77-1111

担当課		電話番号
海士町	環境整備課	08514-2-1827
西ノ島町	地域振興課	08514-7-8131
知夫村	観光振興課	08514-8-2211
隠岐の島町	定住対策課	08512-2-8570

島根県全体の相談窓口

一般財団法人 島根県建築住宅センター

- 住所 島根県松江市北田町 35-3 建築会館内
- 連絡先 TEL 0852-26-4577 FAX 0852-25-9581
- 相談時間 9:30 ~ 17:30 (土日祝日を除く)

監修：島根県土木部建築住宅課

制作：一般財団法人 島根県建築住宅センター

●このパンフレットの内容は島根県のホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/> でもご覧いただけます。